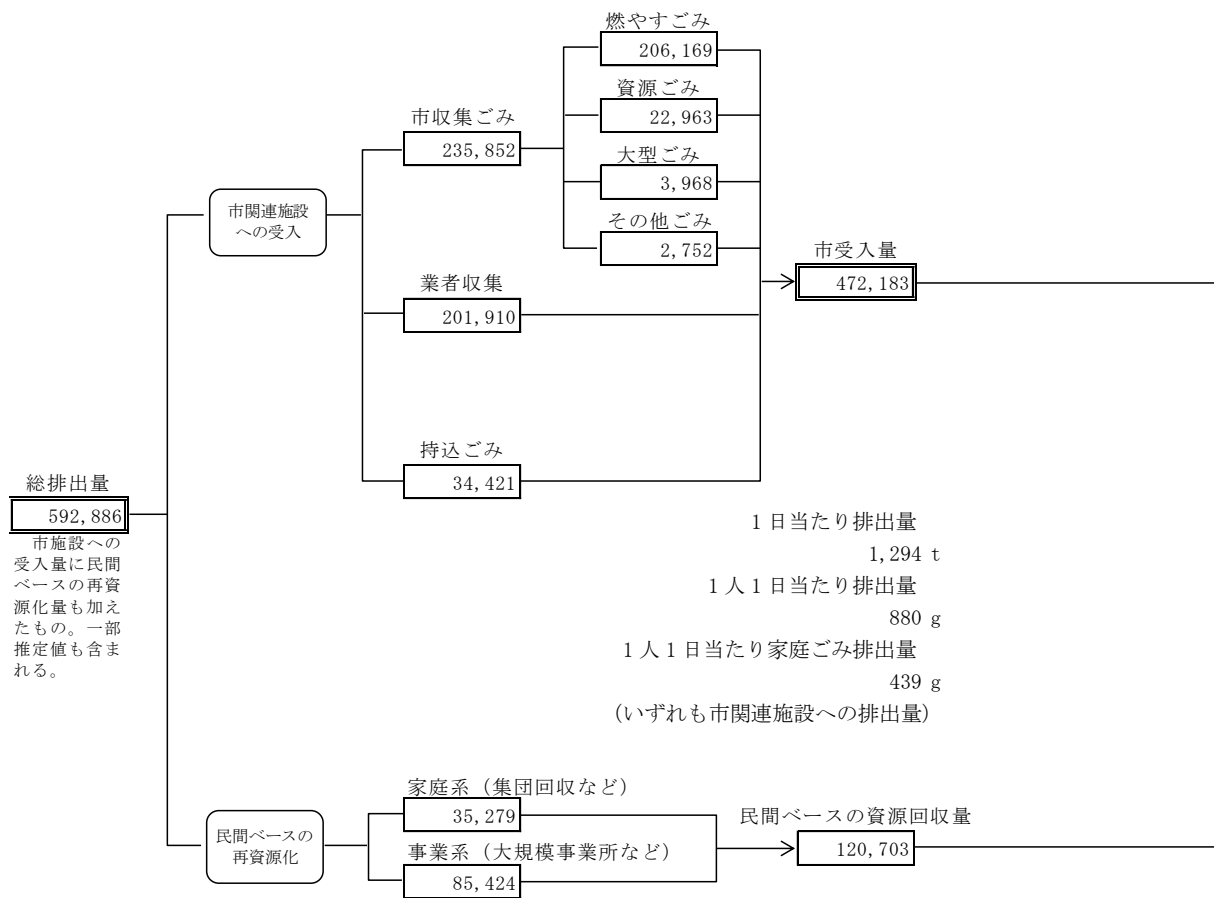


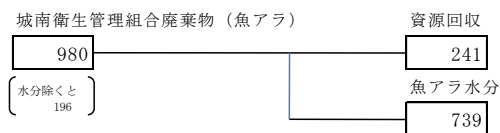
第6 ごみ処理

1 処理実績

(1) ごみ処理フロー図(平成25年度実績)

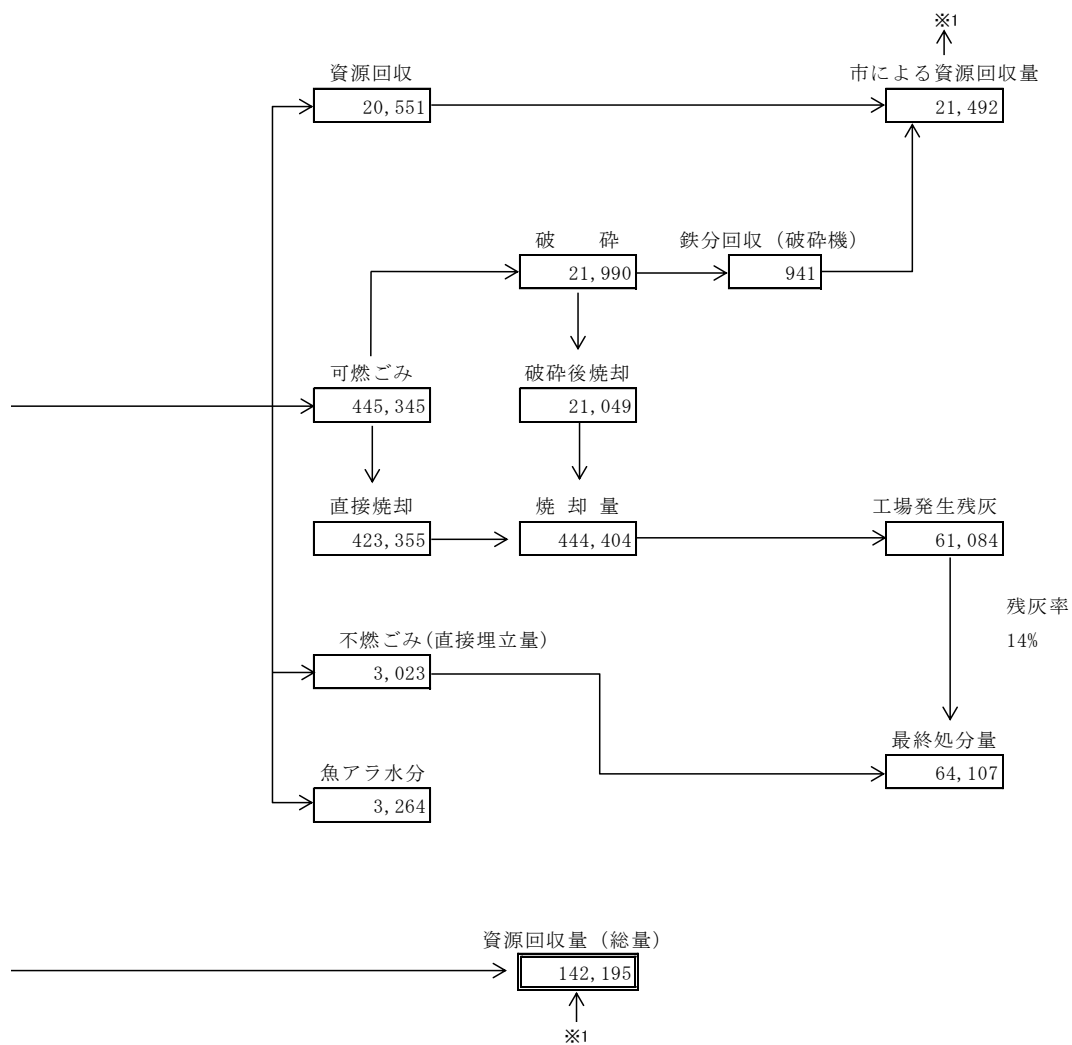


※他都市搬入廃棄物処理量(上記フロー図の外数)



※台風に伴って発生した土砂等の処理(上記フロー図の外数)

7,434



※20年度までは市許可施設における民間資源回収量は「市関連施設への搬入」に含めていたが、21年度からは「民間ベースの再資源化」(事業系)に含めることとしている。

※他都市搬入、災害廃棄物等を含めた各種ごみ量数値

総受入量	480,597	総直接埋立量	8,566
総破碎量	22,142	総残灰発生量	61,344
総焼却量	446,295	総最終埋立量	69,910

(単位：t)

(2) 収集実績（市受入量）

（単位：t）

年度 月別	市受入量		※ 3 平均 日量	市 収 集				
	※ 1 新計画の 定義	※ 2 旧計画の 定義		燃やす ごみ収集	資源ごみ収集			大型ごみ 収集
					缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装	その他の 資源ごみ	
H12（2000） 【ピーク時】	815,065	818,274	2,233	315,076	17,036		239	7,867
H17（2005）	677,806	691,336	1,857	278,665	17,981		1,466	6,174
H18（2006）	653,194	668,518	1,790	262,660	16,169		1,711	6,296
H19（2007）	605,682	622,086	1,659	228,419	13,875	5,638	837	5,656
H20（2008）	574,021	584,306	1,573	216,490	13,379	10,048	880	5,164
H21（2009）	534,933	545,098	1,466	213,319	13,444	9,583	714	4,675
H22（2010）	497,130	508,068	1,362	210,269	13,318	9,397	685	4,701
H23（2011）	488,823	501,574	1,336	211,733	13,377	9,230	724	4,441
H24（2012）	481,211	496,192	1,318	209,141	13,185	9,066	836	4,135
H25（2013）	472,183	487,973	1,294	206,169	13,241	8,960	762	3,968
4 月	41,038			18,754	965	766	52	357
5 月	41,699			18,610	1,303	815	49	359
6 月	37,544			16,136	1,070	698	61	315
7 月	40,902			18,038	1,369	798	54	336
8 月	39,761			17,426	1,306	742	44	285
9 月	37,926			16,673	1,075	718	63	279
10 月	40,250			17,593	1,202	778	51	340
11 月	38,649			16,627	932	703	94	329
12 月	45,044			18,276	1,065	802	95	392
1 月	37,057			16,754	1,144	766	48	253
2 月	33,016			14,490	887	649	57	274
3 月	39,297			16,792	923	725	94	449

※1：京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）の定義に基づき、市施設に搬入した一般廃棄物のみを集計

※2：京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～の定義に基づき、市施設に搬入した一般廃棄物に加え、業者収集及び持込における民間施設リサイクル分の一部も集計

※3：全ての年度について、京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）の定義に基づいて算出

(単位：t)

市収集		業者収集		持 込		1世帯1日排出量		1人1日排出量	
その他 ごみ収 集	合 計	※1 新計画 の定義	※2 旧計画 の定義	※1 新計画 の定義	※2 旧計画 の定義	世帯数 (世帯)	※3 (g)	人 口 (人)	※3 (g)
4,571	344,789	265,321	265,321	204,955	208,164	620,327	3,600	1,467,785	1,521
2,523	306,809	251,867	254,398	119,130	130,129	653,253	2,843	1,474,811	1,259
2,618	289,454	252,884	256,933	110,856	122,131	660,638	2,709	1,472,511	1,215
1,987	256,412	246,061	249,632	103,209	116,042	665,348	2,494	1,468,588	1,130
2,153	248,114	235,453	238,949	90,454	97,243	671,261	2,343	1,467,313	1,072
1,836	243,571	226,704	229,723	64,658	71,804	676,023	2,168	1,465,816	1,000
2,915	241,285	212,723	216,655	43,122	50,128	681,581	1,998	1,474,015	924
2,615	242,120	204,645	209,255	42,058	50,119	685,904	1,947	1,473,416	906
2,407	238,770	202,779	207,937	39,662	49,199	688,375	1,915	1,472,578	895
2,752	235,852	201,910	207,103	34,421	44,406	693,401	1,866	1,470,742	880
69	20,963	17,184	17,591	2,891	3,364				
66	21,202	17,237	17,693	3,260	3,840				
76	18,356	16,441	16,869	2,747	3,549				
63	20,658	17,222	17,670	3,022	3,983				
147	19,950	16,721	17,165	3,090	3,939				
82	18,890	16,174	16,615	2,862	3,907				
57	20,021	17,097	17,552	3,132	4,338				
64	18,749	16,963	17,412	2,937	4,004				
2,017	22,647	18,879	19,321	3,518	4,445				
35	19,000	16,004	16,420	2,053	2,769				
29	16,386	14,597	14,980	2,033	2,682				
47	19,030	17,391	17,815	2,876	3,586				

※世帯数・人口はいずれも10月1日現在

(3) 処理実績（市内からの総排出量）

（単位：t）

年度 月別	市による処理										
	焼却			埋立			資源回収			排水等	※1 合計 (A + B + C + E + F + H)
	【A】 ピット 搬入	【B】 破砕	小計	【C】 不燃物	焼却 残灰	【D】 小計	【E】※2 破砕機等 からの鉄 分回収	※1 【F】 その他資 源回収	※1 【G】 小計	【H】 水分	
H12 (2000) 【ピーク時】	663, 219	101, 225	764, 444	36, 770	128, 024	164, 794	4, 020	9, 831	13, 851	—	815, 065
H17 (2005)	580, 606	60, 217	640, 823	23, 530	99, 316	122, 846	1, 576	11, 877	13, 453	—	677, 806
H18 (2006)	559, 940	60, 067	620, 007	19, 924	94, 157	114, 081	1, 554	11, 709	13, 263	—	653, 194
H19 (2007)	513, 631	54, 597	568, 228	19, 600	81, 385	100, 985	1, 346	16, 508	17, 854	—	605, 682
H20 (2008)	483, 233	48, 253	531, 486	15, 772	76, 619	92, 391	1, 280	21, 445	22, 725	4, 038	574, 021
H21 (2009)	467, 471	33, 712	501, 183	7, 749	72, 485	80, 234	1, 188	21, 099	22, 287	3, 714	534, 933
H22 (2010)	444, 327	25, 198	469, 525	1, 723	68, 039	69, 762	1, 021	21, 072	22, 093	3, 789	497, 130
H23 (2011)	436, 610	24, 221	460, 831	2, 335	63, 477	65, 812	1, 321	21, 235	22, 556	3, 480	488, 823
H24 (2012)	430, 638	23, 173	453, 811	2, 295	65, 375	67, 670	940	20, 791	21, 731	3, 374	481, 211
H25 (2013)	423, 355	21, 049	444, 404	3, 023	61, 084	64, 107	941	20, 551	21, 492	3, 264	472, 183
4 月	36, 944	1, 755	38, 699	350	5, 412	5, 762	100	1, 603	1, 703	286	41, 038
5 月	37, 179	1, 858	39, 037	387	5, 687	6, 074	59	1, 913	1, 972	303	41, 699
6 月	33, 768	1, 611	35, 379	169	4, 430	4, 599	49	1, 645	1, 694	302	37, 544
7 月	36, 781	1, 803	38, 584	150	4, 799	4, 949	80	1, 841	1, 921	247	40, 902
8 月	35, 599	1, 700	37, 299	291	5, 832	6, 123	90	1, 822	1, 912	258	39, 760
9 月	33, 715	1, 778	35, 493	241	3, 843	4, 084	75	1, 840	1, 915	277	37, 926
10 月	35, 944	1, 922	37, 866	119	5, 287	5, 406	78	1, 883	1, 961	304	40, 250
11 月	34, 549	1, 749	36, 298	340	4, 805	5, 145	58	1, 676	1, 734	277	38, 649
12 月	40, 683	2, 169	42, 852	273	4, 663	4, 936	70	1, 530	1, 600	320	45, 045
1 月	33, 638	1, 271	34, 909	203	6, 083	6, 286	84	1, 653	1, 737	208	37, 057
2 月	29, 686	1, 501	31, 187	136	4, 245	4, 381	83	1, 398	1, 481	212	33, 016
3 月	34, 869	1, 932	36, 801	364	5, 998	6, 362	115	1, 747	1, 862	270	39, 297

※1：京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）の定義による数値

「平成 21 年度環境政策局事業概要」までは【G】に含んでいた「市許可施設」における民間資源回収量を【K】に含めることとした。

※2：【E】には焼却残灰からの鉄分回収が含まれるため、合計【I】と各項目（【A】、【B】、【C】、【E】、【F】、【H】）の和は一致しない。

(単位：t)

民間による資源回収			※1 [M] 総排出量 (I + J + K)	[N] 市による再 生利用率 (%) (G/I×100)	[O] 民間も含め た再生利用 率 (%) $\frac{(G+J+K)}{(I+J+K)} \times 100$	[P] 処理処分量 (A+B+C)
※1 [J] 家庭系	※1 [K] 事業系	※1 [L] 合計				
—	—	—	—	1.7	—	801,214
24,242	68,783	93,025	770,831	2.0	13.8	664,353
24,686	71,103	95,789	748,983	2.0	14.6	639,931
26,566	73,691	100,257	705,939	2.9	16.7	587,828
28,270	71,710	99,980	674,001	4.0	18.2	547,258
32,365	76,181	108,546	643,479	4.2	20.3	508,932
30,613	75,828	106,441	603,571	4.4	21.3	471,248
36,122	84,923	121,045	609,868	4.6	23.5	463,166
34,822	84,953	119,775	600,986	4.5	23.5	456,106
35,279	85,424	120,703	592,886	4.6	24.0	447,427

(4)「京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」に掲げるごみ減量に向けた取組目標の進ちょく状況

	上記 記号	実 績 値			目 標 値	
		12 年度 (ごみ量ピーク)	20 年度 (基準年度)	25 年度	27 年度 (中間目標)	32 年度 (目 標)
市受入量 (万 t)	[I]	82	57	47	47	39
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△18	△18	△32
再生利用率 (%)	[O]	—	18	24	26	31
市処理処分量 (万 t)	[P]	80	55	45	44	36
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△18	△20	△35
市最終処分量 (万 t)	[D]	16.5	9.2	6.4	3.9	2.8
基準年度からの削減率 (%)		—	—	△30	△58	△70

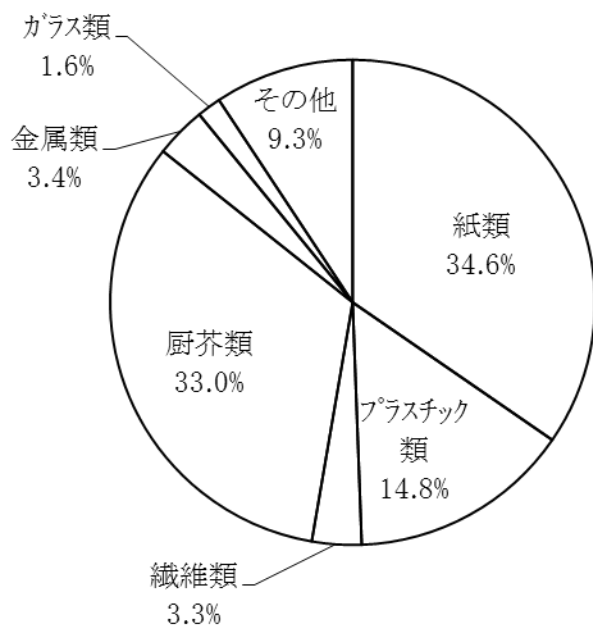
※「再生利用率」は、集団回収、店頭回収などの民間主体の再生利用も含めたものである。

(5) ごみの組成分析

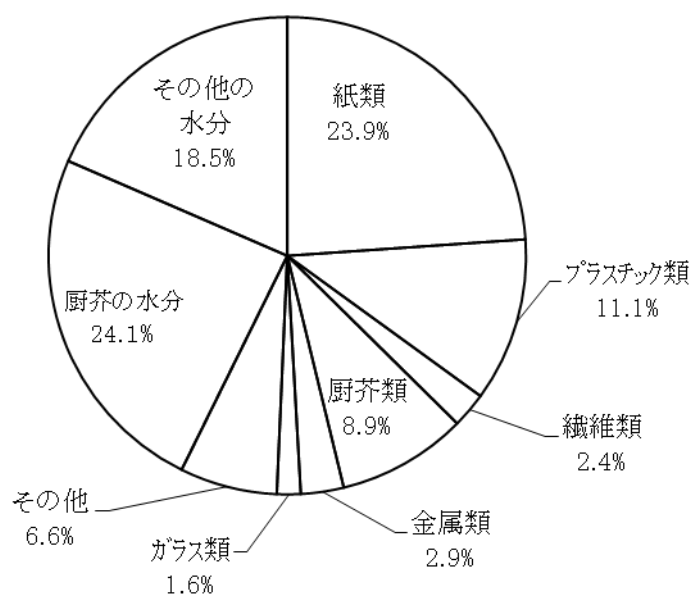
ア 燃やすごみ

(7) 物理的組成

(平成 25 年度)



< 湿重量組成 >



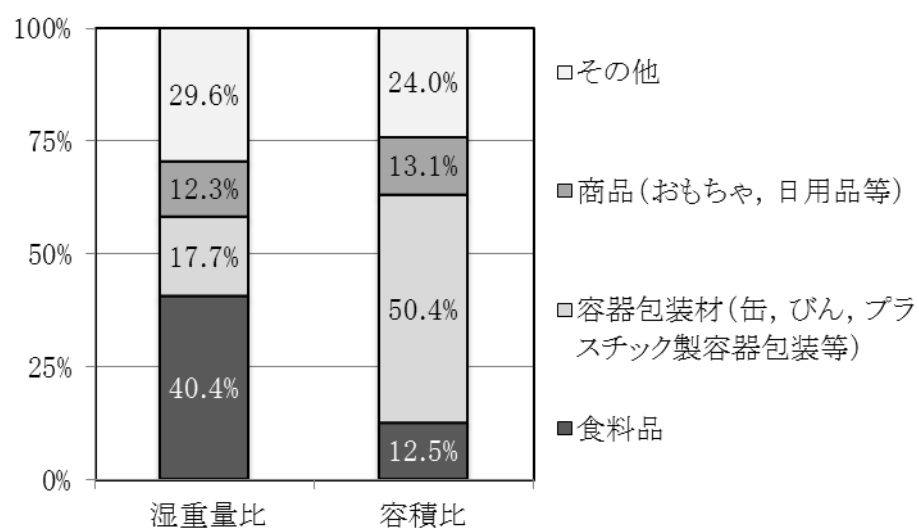
< 乾重量組成 >

(イ) 物理的組成の経年変化

単位：％（湿重量比）

年 度		S 26	S 36	S 46	S 56	H 3	H 13	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
組成区分		1951	1961	1971	1981	1991	2001	2009	2010	2011	2012	2013
可燃物	紙 類	6.9	20.7	27.6	25.6	26.8	32.4	32.8	32.7	33.8	31.6	34.6
	木材・わら類	10.6	8.4	2.2	1.0	0.8	0.8	0.9	0.6	0.6	0.9	0.7
	繊 維 類	1.8	1.9	5.5	3.2	4.3	3.3	3.7	3.7	3.6	4.8	3.3
	ゴ ム ・ 皮 革	0.8	1.5	0.3	0.8	0.9	0.6	0.4	0.7	1.0	0.3	1.5
	プラスチック類	0.1	1.1	11.2	13.6	13.8	15.7	13.8	13.6	13.9	14.2	14.8
	厨 芥 類	20.5	20.1	32.5	43.8	38.0	38.9	36.8	37.2	38.2	38.2	33.0
	そ の 他 可 燃 物	3.4	1.2	-	1.9	4.1	1.6	4.7	4.1	3.2	3.3	4.0
	小 計	44.1	54.9	79.3	89.9	88.7	93.3	93.1	92.6	94.3	93.3	91.9
不燃物	金 属 類	1.5	2.3	3.9	3.6	3.7	1.9	2.6	3.1	2.4	2.8	3.4
	土砂・陶磁器・灰	53.2	40.2	7.0	1.5	2.6	2.3	2.7	2.6	1.6	2.1	3.1
	ガ ラ ス 類	1.2	2.6	9.8	5.0	5.0	2.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6
	小 計	55.9	45.1	20.7	10.1	11.3	6.7	6.9	7.4	5.7	6.7	8.1
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ウ) 排出前使用用途別組成



(イ) 化学成分の経年変化

単位：％（湿重量比）

年度	成分	水分	灰分	可燃物	低位発熱量	見掛比重
					(kcal/kg)	(kg/L)
S 36	(1961)	36.3	31.9	31.8	1,127	－
S 46	(1971)	40.1	21.9	38.0	1,704	0.245
S 56	(1981)	46.3	14.7	39.0	1,714	0.169
H 3	(1991)	42.4	14.2	43.4	1,987	0.129
H13	(2001)	41.8	10.5	47.7	2,288	0.106
H21	(2009)	46.1	10.6	43.3	1,934	0.111
H22	(2010)	46.2	10.5	43.3	1,936	0.115
H23	(2011)	45.8	9.2	45.0	2,041	0.114
H24	(2012)	44.8	10.0	45.2	1,999	0.109
H25	(2013)	41.8	12.2	46.0	1,990	0.105

イ 業者収集ごみ 物理的組成の経年変化

単位：％(湿重量比)

組成区分 \ 年度		S 56 1981	H3 1991	H13 2001	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013
可燃物	紙 類	28.6	38.9	48.3	38.5	42.2	43.5	42.6	41.7
	木 材 ・ わ ら 類	6.2	2.7	2.7	1.8	2.2	1.6	1.7	3.2
	織 維 類	3.2	3.9	4.6	4.8	6.6	5.3	4.8	4.0
	ゴ ム ・ 皮 革	0.2	0.7	0.5	0.6	0.3	0.3	0.6	0.3
	プラスチック類	11.8	13.7	13.6	12.6	13.0	13.0	12.9	12.8
	厨 芥 類	36.4	24.6	23	29.2	25.4	28.5	27.9	28.3
	そ の 他 可 燃 物	6.3	7.5	3.6	7.0	5.4	4.4	4.9	5.4
	小 計	92.7	92	96.3	94.5	95.1	96.6	95.4	95.7
不燃物	金 属 類	3.5	4.1	1.9	2.7	3.0	2.5	2.6	2.7
	土砂・陶磁器・灰	0.4	0.1	0.4	0.7	0.6	0.1	0.6	0.4
	ガ ラ ス 類	3.4	3.8	1.4	2.1	1.3	0.8	1.4	1.2
	小 計	7.3	8.0	3.7	5.5	4.9	3.4	4.6	4.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ウ 持込ごみ 物理的組成の経年変化

単位：％(湿重量比)

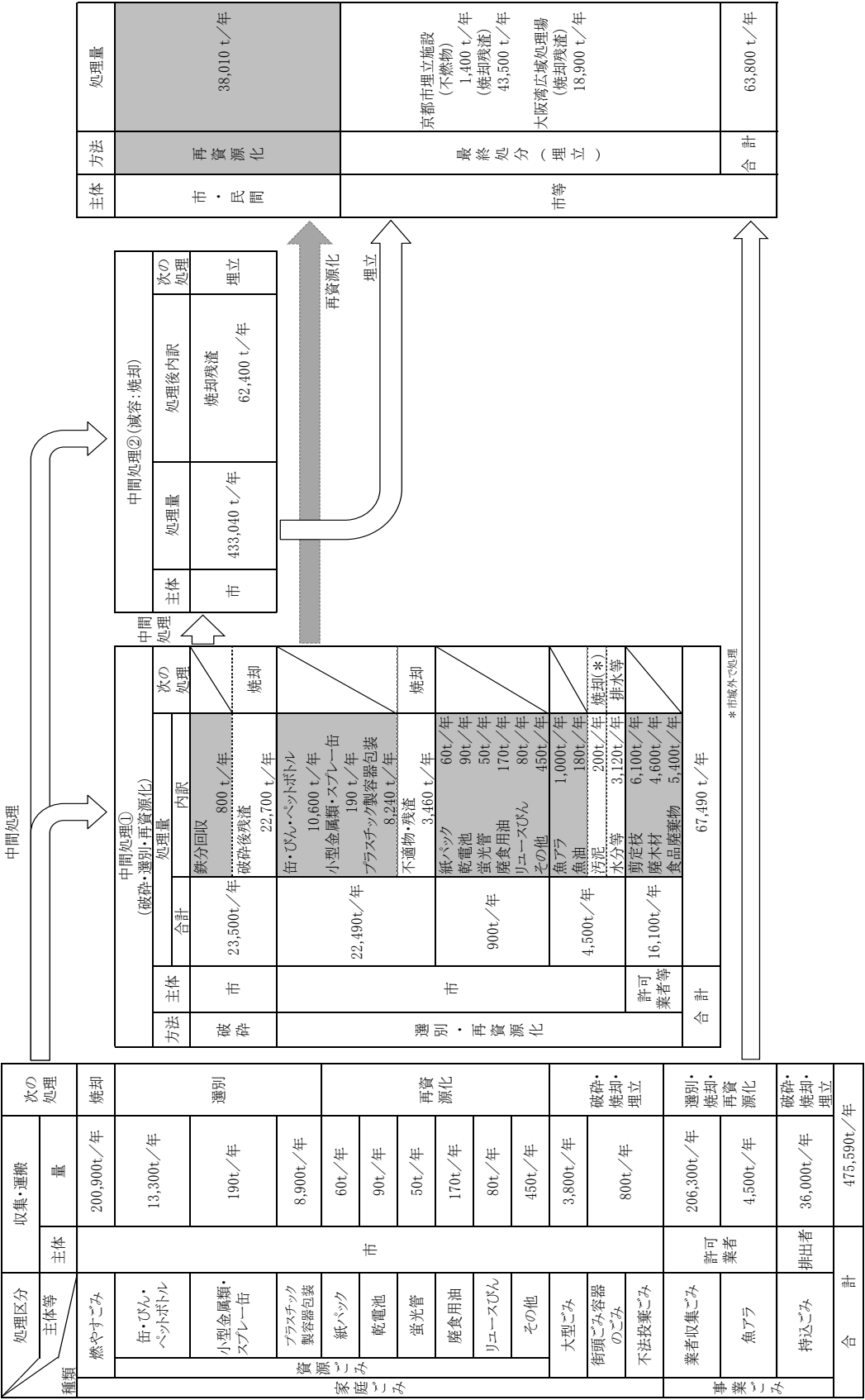
組成区分 \ 年度		S 56 1981	H3 1991	H13 2001	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013
可燃物	紙 類	15.1	13.5	14.9	11.8	18.0	16.9	16.7	14.2
	木 材 ・ わ ら 類	23.6	33.0	44.6	42.5	53.2	49.3	47.8	50.5
	織 維 類	2.0	2.7	2.8	11.6	15.0	15.4	15.3	14.9
	プラスチック類	1.9	4.7	2.6	3.7	6.3	6.8	8.8	7.3
	厨 芥 類	4.1	7.4	1.0	2.0	1.7	1.8	0.9	1.4
	そ の 他 可 燃 物	0.0	1.8	12.5	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0
	小 計	46.7	63.1	78.4	71.7	94.3	90.4	89.5	88.3
不燃物	金 属 類	1.0	3.9	1.5	2.9	3.9	4.4	3.6	3.4
	土砂・がれき類	51.9	19.9	7.3	6.0	0.4	1.4	0.4	0.3
	ガラス・陶磁器類	0.4	3.9	4.0	3.4	1.4	3.7	6.5	7.9
	そ の 他 不 燃 物	0.0	9.2	8.8	16.0	0.0	0.1	0.0	0.1
	小 計	53.3	36.9	21.6	28.3	5.7	9.6	10.5	11.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※平成 21 年 10 月から告示産業廃棄物の受入を廃止している。

2 処理計画

(1) 収集運搬、中間処理及び最終処分計画

(平成26年度京都市一般廃棄物処理実施計画(平成26年3月31日告示)より)



備考 家庭ごみにおける資源ごみについて、
集団回収等回収業者による直接回収分
は含まない。

(2) 分別・排出方法

市内の全世帯から排出されるごみを全量衛生的に処理することはもとより、環境保全や資源の有効活用の観点から、ごみの減量・再資源化の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を実施するほか、各種資源物の拠点回収を行っている。

			収 集 回 数	収 集 方 法
家 庭 ご み	燃やすごみ		週 2 回	有料指定袋による定点又は各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集。
	資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル	週 1 回	有料指定袋による定点収集
		プラスチック製容器包装	週 1 回	有料指定袋による定点収集
		小型金属類・スプレー缶	月 1 回	透明袋による定点収集
		古紙類及び雑がみ	随 時	集団回収等回収業者による直接回収
		古着類、缶、びん等	随 時	集団回収
		紙パック	随 時	拠点回収
		乾電池	随 時	拠点回収
		廃食用油	随 時	拠点回収
		蛍光管	随 時	拠点回収
		リユースびん	随 時	拠点回収
		記憶媒体類（CD、DVD、ビデオテープ等）	随 時	拠点回収
		小型充電式電池	随 時	拠点回収
		ボタン電池	随 時	拠点回収
		使い捨てライター	随 時	拠点回収
		水銀体温計	随 時	拠点回収
		インクカートリッジ	随 時	拠点回収
		古着類	随 時	拠点回収
		刃物類	随 時	拠点回収
		古紙類及び雑がみ	随 時	拠点回収
		小型家電	随 時	拠点回収
	大型ごみ		申込みによりその都度	各戸収集
	街頭ごみ容器のごみ		随 時	街頭ごみ容器からの収集
	不法投棄ごみ		随 時	不法投棄箇所からの収集
事 業 ご み	業者収集ごみ			
	持込ごみ			

3 収集運搬

(1) 京都市ごみ収集業務改善実施計画

ア 計画の位置付け

京都市ごみ収集業務改善実施計画は、本市の置かれている現状及び京都市ごみ収集業務改善検討委員会の報告書を踏まえ、ごみ収集運搬部門における業務改善・改革のための実施計画として、平成 20 年 12 月に策定した。

これまでの廃棄物処理を中心とした業務にとどまらず、市民との「共汗（きょうかん）」により、「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、次の 4 つの基本方針を掲げ、平成 21 年度から概ね 5 年間に取り組む施策や、環境政策局における徹底した行財政効率化の方針を示している。

イ 4 つの基本方針と具体的施策

(7) 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入 【徹底した効率化】

- ・平成 27 年度当初に、民間委託化率 50 パーセントを達成
- ・競争性を発揮させるための価格競争の実施 など

(4) 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開 【共汗（きょうかん）】

- ・ごみ収集区域を 11 区域から 7 区域へと再編し、ごみ減量や美化活動等を支援する拠点機能を各区に整備
- ・地域ごとにごみ減量目標を設定 など

(9) 市民感覚を重視したサービスの徹底 【市民感覚】

- ・ごみ収集業務に関する P D C A サイクルの構築（京都市ごみ収集業務評価委員会の設立） など

(1) 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化【人材育成と意識改革】

- ・市民と共に環境にやさしいまちづくりを総合的に進める人材の育成 など

ウ 主な取組実績

(7) 家庭ごみ収集業務の民間委託化の推進

直営及び庸車による収集体制を段階的に縮小し、平成 27 年度当初に 50 パーセント民間委託化を達成するため、新規委託分について、平成 21 年度新規契約分から競争入札を実施し、現在まで新規に 31 台分を入札により契約している。

(4) 京都市ごみ収集業務評価推進会議（旧ごみ収集業務評価委員会）の運営

平成 21 年 3 月に市民、学識経験者の参画により設立した「京都市ごみ収集業務評価推進会議」において、評価推進会議の意見を基に作成した市民アンケート調査を実施するなど、市民サービスの視点でごみ収集業務を点検・評価し、意見として聴取することで、まち美化事務所における日常業務に対する指導、職員の意識改革、業務の見直しのほか、委託業者への指導等に活用している。

(2) 市収集

ア 燃やすごみ

一般家庭を対象に、7 箇所のまち美化事務所が所管区域を 2 方面に分割し、月木、火金の定曜日、週 2 回の収集を行っている。

収集日当日、朝 8 時まで決められたごみ集積場（定点）にごみを出す定点収集としており、主にパッカー車で収集し、市内 3 箇所のクリーンセンター（南部、東北部、北部）に搬入している。パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えを行っている。また、一部の中高層団地においては、コンテナ収集を行っている。

平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施しており、黄色の燃やすごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

イ 缶・びん・ペットボトル

缶は平成 4 年 9 月から、びんは平成 8 年 10 月から市内全世帯で分別収集を実施している。さらに、平成 9 年 10 月からはそれまでの缶・びんにペットボトルを加えた三種混合で、週 1 回の定曜日収集を行っている。パッカー車で収集し、市内 2 箇所の中間処理施設（南部資源リサイクルセンター、北部資源リサイクルセンター）に搬入している。

平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施しており、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

ウ プラスチック製容器包装

平成 11 年 10 月から、分別収集手法調査として左京区及び伏見区の合計 1,000 世帯を対象にプラスチック製容器包装の分別収集を行い、効率的な収集運搬のあり方や、効果的な市民啓発の手法などを検討してきた。分別収集の対象世帯をその後順次拡大し、平成 16 年 10 月からは市内の 1 割世帯（72,000 世帯）、平成 19 年 10 月からは市内全世帯を対象とし、週 1 回の分別収集を実施している。パッカー車で収集し、市内 2 箇所の中間処理施設（西部圧縮梱包施設、横大路学園）に搬入している。

平成 18 年 10 月からの有料指定袋制実施にあわせ、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

エ 小型金属類・スプレー缶

平成 14 年 10 月から、市内全世帯を対象に、鍋、やかん、フライパン等、最長部分が概ね 30cm 以下の小型の金属類の分別収集を、軽四輪車で月 1 回実施している。平成 19 年 10 月からは、新たな収集品目として、適正処理が課題であったスプレー缶を小型金属類と一括して収集している。

中の見える透明な袋に入れ、「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて排出いただいている。

オ 大型ごみ

一般家庭から排出される不用となった家具、電化製品等の大型ごみについては、受益者負担という観点から、処理料金を徴収することが望ましいとして、平成 9 年 10 月から有料収集を実施している。電話申込みにより生活環境美化センターが収集（年間約 17 万件）を行っている。手数料の徴収は、市内約 900 箇所の取扱場所で手数料券（シール式）を販売する方式をとっており、品目ごとに 400 円から 3,200 円までの料金設定をしている。

平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、指定 4 品目（ブラウン管テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコン）を、また、平成 18 年 10 月からは、資源有効利用促進法に基づき、パソコンを大型ごみの対象から除外している。

なお、家電リサイクル法の改正により、平成 21 年 4 月から従来の指定 4 品目に加え、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を大型ごみの対象から除外している。

カ その他

(7) 死獣

犬、猫等の死体は、電話申込みにより生活環境美化センターが専用車で回収している。手数料は 1 体につき 4,730 円であるが、飼い主が不明の犬、猫等については、無料で収集している。

(イ) 精霊送りの供物

お盆に精霊送りの供物を川へ流す風習が残っているが、環境衛生上好ましくないため、寺院、各種団体の協力を得て、市内約 590 箇所に供物受納場所を設け、特別収集を行っている。

(ウ) 街頭ごみ

ごみの散乱を防止するため、市内各所の繁華街、観光地等に設定している美化推進強化区域を中心に、362 基（平成 26 年 3 月末時点）の街頭ごみ容器を設置し、原則毎日回収を行っている。

(エ) 不法投棄ごみ

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止に努めるとともに、各まち美化事務所等により、市内各所で不法投棄されたごみの撤去を行っている。

キ ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ、資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を平成 20 年 1 月から実施している。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンによる声かけを行っている。

＜実績＞ 平成 26 年 3 月末時点：累計 2,602 件

平成 26 年 9 月末時点：累計 2,800 件

ク 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業

本市が収集する家庭ごみの集積場の利用者等に対して、ごみ集積場所及びその周辺の衛生及び環境の保持を目的とし、防鳥用ネットを無償で貸与し、美化活動（排出拠点管理）支援を実施している。

平成 19 年 10 月からプラスチック製容器包装分別収集を市内全世帯に拡大したことに伴い、「鳥類によるごみの散乱被害防止」だけでなく、「風雨等によるごみの散乱被害防止」を使用目的に加えている。

(3) 拠点回収

ア リュースびん

洗って繰り返し使用できる「リュースびん」は、リサイクルするより環境に与える負荷が小さいため、市民に対してリュースびんの利用促進、リュースの機会提供を目的として、平成 16 年 6 月から、市民が身近に持参することができるスーパーや販売店等 22 店舗に回収ボックスを設置し、びんのリュースが促進される新たな回収制度を開始した。

平成 18 年度には、47 店舗に回収拠点を拡大、平成 20 年度には、本数で 9 割を超える

ワンウェイびんの混入対策として、回収ボックスの形状を変更し、回収対象を一升びんとビールびんに限定した。平成 26 年 3 月末現在の回収拠点は行政施設も合わせて 151 拠点、平成 25 年度の回収実績は 81 t である。

イ 紙パック

平成 9 年 10 月から、小学校、市公共施設、商業施設等に回収ボックスを設置し、紙パックの拠点回収を実施している。

平成 26 年 3 月末現在の拠点数は 317 拠点、平成 25 年度の回収実績は 59 t である。

ウ 乾電池

乾電池に含まれる水銀、亜鉛、マンガン等の金属類の再資源化と適正処理を推進するため、平成 5 年 12 月から、市役所本庁舎、区役所・支所・出張所、まち美化事務所、商業施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を実施している。平成 24 年度には、小学校に紙パックと併せて回収していただけるよう依頼し、平成 25 年度は、137 校に協力いただいている。

平成 26 年 3 月末現在の拠点数は 331 拠点、平成 25 年度の回収実績は 85 t である。

エ 蛍光管

平成 18 年 10 月の家庭ごみの有料指定袋制導入に伴い、市民のリサイクル機会の拡大を図るため、蛍光管の拠点回収を開始した。

回収協力店（電気店）233 拠点においては、買い換えの際に回収を行っている。また、まち美化事務所と区役所等 104 拠点においては、市民の持込みに対する回収を行っている。

平成 26 年 3 月末現在の回収拠点数は 337 拠点、平成 25 年度の回収実績は 47 t である。

オ 使用済てんぷら油

家庭から排出される使用済てんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対し回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 26 年 3 月末現在の回収拠点は市内全学区（220 学区）の 1,759 拠点、平成 25 年度の回収実績は約 19 万リットルである。

カ 回収拠点

平成 22 年 4 月に開設した土日祝日も利用可能な「上京リサイクルステーション」、エコまちステーション及びまち美化事務所にて、最大 18 品目の資源物を回収している。

(4) 業者収集ごみ

飲食店や商店などの事業者から、事業活動に伴って排出される事業ごみや一部のマンション等の家庭ごみについて、市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集し、市の処理施設に搬入を行っている。

(5) 持込ごみ

市内の家庭や事業所から発生する一般廃棄物については、持込ごみとして、排出者自らが市の処理施設に搬入することもできる。

4 処理・再資源化

(1) 焼却

ア ごみの焼却

平成 19 年 1 月から新たに北部クリーンセンターを稼働させ、平成 19 年 3 月に耐用年限を迎えた南部クリーンセンター第二工場を休止した。

また、平成 25 年 3 月には、耐用年限を迎えた東部クリーンセンターを休止し、南部クリーンセンター第一工場、東北部クリーンセンター、北部クリーンセンターの 3 工場体制により、衛生的処理及び減量化を目的として、焼却処理を行っている。

【クリーンセンター別焼却量】

(単位：t)

年度	南部クリーン センター第一工場	東北部クリーン センター	北部クリーン センター	東部クリーン センター	合 計
平成 22 年度	150,994	120,161	100,319	98,051	469,525
平成 23 年度	152,759	125,270	95,560	87,242	460,831
平成 24 年度	146,139	140,936	93,232	73,504	453,811
平成 25 年度	162,653	174,043	107,708		444,404

イ 公害防止

各クリーンセンターにおいては、ろ過式集じん機（バグフィルター）や触媒脱硝装置等の高度排ガス処理設備及び排水処理設備により、細心の注意を払い、公害の防止を図っている。さらに、工場建物のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫を行うとともに、敷地内に植樹などを施して緑化に努めている。

ウ 余熱利用・発電

各クリーンセンターにおいては、ごみ焼却の際に発生する熱により発電を行い、それにより施設内や関連施設の電力を賄う他、余剰の電力は電力会社に売却している。平成 25 年度の売電収入実績は約 15.8 億円であり、運転経費の削減と熱エネルギーの有効活用を図っている。

また、北部クリーンセンターでは、太陽光発電も行っている。

【発電実績】

	総発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	売電収入 (円)
平成 22 年度	154,761,479	42,982,410	317,858,104
平成 23 年度	155,897,130	50,405,010	526,757,761
平成 24 年度	158,323,710	57,567,670	781,275,101
平成 25 年度	173,871,189	85,667,640	1,584,309,706

(2) 破碎

収集された大型ごみ等は、南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンターの破碎施設で破碎後、資源化可能な鉄分を回収し、可燃物は焼却している。

(3) 埋立て

不燃物やごみの焼却により生じた灰は、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）及び大阪湾広域処理場で埋立処分している。埋立処分に伴う浸出水については、排水処理設備を設置し、浄化に万全を期している。

なお、東部山間埋立処分地では、持込ごみとして市民や事業者から排出されるがれき類等の不燃物を受け入れていたが、平成 21 年 10 月 1 日に廃止し、現在は南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンターで受け入れている。

【埋立量実績】

（単位：t）

	東部山間埋立処分地		大阪湾広域処理場
	不燃ごみ	焼却残灰	焼却残灰
平成 22 年度	1,723	54,624	13,415
平成 23 年度	2,335	42,829	20,648
平成 24 年度	2,295	47,583	17,792
平成 25 年度	3,023	50,906	10,178

(4) 再資源化

ア 缶・びん・ペットボトル

市内全世帯から収集を行った缶・びん・ペットボトルについては、南部資源リサイクルセンター及び北部資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色ガラス及びペットボトルに選別している。ペットボトル及びその他色ガラスについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化事業者引き渡ししており、アルミ缶、スチール缶、無色びん及び茶色びんについては、再資源化事業者へ直接売却している。その後、再資源化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

イ プラスチック製容器包装

市内全世帯から収集を行ったプラスチック製容器包装については、西部圧縮梱包施設及び横大路学園において、選別・圧縮梱包等の中間処理を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化事業者へ引き渡ししている。その後、再資源化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

ウ その他

(ア) 魚アラ

焼却に適さず、適正処理が困難な魚のアラについては、再資源化ルートの確保と公害防止を図るため、行政関与による魚粉へのリサイクルを行っている。

平成 7 年に経営が破綻した市内唯一の化製場を本市が買収し、本市の積極的な関与により発足した任意団体である「京都魚アラリサイクル推進協議会」が化製場の運営を行っていたが、施設の老朽化に伴い、抜本的な改善が必要となったため、平成 19 年度に建替え整備を行い、平成 20 年 4 月から、本市直営の一般廃棄物処理施設として「京都市魚アラリサイクルセンター」を稼働させている。なお、平成 25 年 10 月から運転維持管理業務について委託化を行っている。

【稼働実績】

(単位：t)

	搬入量	処理量	製造量	売却量
平成 24 年度	5,354	5,156	1,113	1,122
平成 25 年度	5,314	5,206	1,096	1,092

※ 搬入量にはオーバーホール等に伴う他都市への再搬分を含む。

(イ) 使用済てんぷら油

使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に転換し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成 9 年度から実施している。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる二酸化炭素や黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済てんぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増加させないというメリットがある。

平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの製造能力を有する本市直営の「京都市廃食用油燃料化施設」を稼働させ、年間 127 万リットルのバイオディーゼル燃料を精製している。現在、ごみ収集車 136 台、市バス 93 台の燃料として活用し、年間 3,300 t の二酸化炭素削減に寄与している。

【精製量実績】

(単位：リットル)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,561,000	1,406,000	1,301,000	1,252,280	1,270,548

5 手数料

【一般廃棄物処理手数料】

区 分		単 位	手数料(円)	
本市が定期的に収集する一般廃棄物	特定資源ごみ 【資源ごみ(缶・びん・ペットボ トル, プラスチック製容器包装)】	指定袋の容量10 リッ トル	5	
		20 リッ トル	10	
		30 リッ トル	15	
		45 リッ トル	22	
	特定資源ごみ以外の一般廃棄物 【燃やすごみ】	5 リッ トル	5	
		10 リッ トル	10	
		20 リッ トル	20	
		30 リッ トル	30	
45 リッ トル		45		
本市が収集する粗大ごみ 【大型ごみ】		3,200 円以内において別に定める額		
犬, 猫等の死体 【死獣】		1 体	4,730	
その他の一 般廃棄物	占有者等が収集, 運搬及び処分を委託する場合		100 リッ トル までごと	800
	一般廃棄物収集運搬業者が市の施設に搬入し, 処分を委託する場合 【業者収集ごみ】		100kg までごと	1,000 (注)
	占有者等が市の施設に搬入し, 処分 を委託する場合 【持込ごみ】	1 回の搬入量が100kg 以下のとき	1,000	
		1 回の搬入量が100kg を超え600 kg 以下のとき	1,000 円に100kg を超える部分が100kg に 達するまでごとに1,500 円を加えた額	
		1 回の搬入量が600kg を超えるとき	8,500 円に600kg を超える部分が100kg に 達するまでごとに2,000 円を加えた額	

(注) 業者収集ごみ手数料(許可業者搬入手数料)について、「100kg までごとに500 円」とする減額措置を行っていたが、平成18年4月から減額措置を廃止し、適正な処理費用の負担を求めている。激変緩和のための据え置き期間2年間を経て、平成20年4月から段階的に引き上げを行っている。

年度	単 位	手数料(円)
平成18年度	100kg までごと	500
平成19年度		500
平成20年度		650
平成21年度		650
平成22年度		650
平成23年度		800
平成24年度		800
平成25年度		800
平成26年度		1,000

6 今後の主な施設整備等

(1) 南部クリーンセンター第二工場建替え整備

南部クリーンセンター構内敷地において、平成 18 年度に休止した第二工場を建替え整備する。

既存の施設を解体・撤去した後に、平成 31 年度からの稼働を目指して、焼却施設、粗大ごみを破碎・選別処理する選別資源化施設及びごみに含まれる厨芥類等からガスを回収するバイオガス化施設を一体的に整備するとともに、世界最先端の楽しく学べる環境学習の拠点として整備する。

平成 25 年 10 月 28 日に「南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事」の契約を締結した後、施設の設計を進めるとともに、平成 26 年 4 月から既存建物等の解体撤去工事に着手している。

＜場 所＞	伏見区横大路八反田 29 番地
＜処理能力＞	焼却施設 500 t / 日
	選別資源化施設 180 t / 日
	バイオガス化施設 60 t / 日

(2) 東部山間埋立処分地の延命策の検討

本市では、昭和 52 年 3 月の計画の発表以来、22 年の歳月と約 523 億円の経費をかけて東部山間埋立処分地を整備し、平成 12 年 4 月から埋立てを行っている。

今後は、歴史的景観や自然環境を保全しつつ、巨額の経費を要する新たな埋立処分地を市内に確保することは極めて困難であることから、本市唯一の最終処分地である東部山間埋立処分地を、市民の貴重な財産として、より長く使用する必要がある。

このため、京都市廃棄物減量等推進審議会に学識経験者等で構成する新たな専門部会「東部山間埋立処分地延命策検討部会」を設置して、平成 25 年度から、処分地を長きにわたり活用していくためのあらゆる技術を調査するとともに、最新のごみ処理システム全体の進展も踏まえ、科学的・技術的観点から検討を進めている。

7 ごみ収集処理業務の更なる改革策の取組

本市では、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」や「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に基づき、ごみ収集業務の50%民間委託化、随意契約の見直し等のより効率的な契約手法の導入、まち美化事務所の再編等の効率化に取り組む一方で、エコまちステーションの設置、まごころ収集等の市民サービスの充実に取り組んできた。

こうした取組やごみ減量の取組の結果、ごみ収集処理業務に対する市民の皆様の評価は着実に向上するとともに、財政的にも非常に大きな効果を得てきた。

依然として厳しい財政状況の下、これまでのごみ収集処理業務の改善、改革の取組を終着点とするのではなく、引き続き、徹底した行財政改革に間断なく取り組みながら、公衆衛生の維持はもとより、市民との協働によるごみの減量やリサイクル推進の取組を加速させ、更なる市民サービスの向上と経費節減を図るため、「京都市ごみ収集業務の在り方検討会議」の意見や市民意見募集の結果を踏まえ、平成26年9月に「ごみ収集処理業務の更なる改革策」を策定した。

(1) 改革に向けた基本的考え方

- ア 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と民間事業者、市民との協働による最も効果的かつ効率的な体制の構築
- イ 多様化する市民ニーズへの対応
- ウ 更なるごみ減量の推進

(2) 改革策における取組

- ア 公衆衛生の維持の根幹に関わる業務の執行体制の確保と効率的な体制の構築
 - ・ ごみ収集業務の7割を民間委託により実施
 - ・ クリーンセンター焼却プラントの運転監視業務の段階的な委託化
- イ 市民目線での行政サービスの提供
 - ・ 燃やすごみの完全午前収集の実現
 - ・ まごころ収集等のごみ収集サービスの充実・拡大
- ウ ごみ収集処理業務を担う職員の育成
 - ・ 職員の任用制度の再構築
 - ・ 人材育成計画の策定・推進
- エ 委託事業者の適切な管理指導と協働体制の確立
 - ・ 市民による業務の評価と管理指導の仕組み
 - ・ 災害時等における委託事業者等との協働体制の確立